

議案第3号

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報 that 電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用（令第28条第4項の規定による送付に要する費用を含む。）を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第5条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第6条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(かすみがうら市個人情報保護条例の廃止)

第2条 かすみがうら市個人情報保護条例（平成17年かすみがうら市条例第14号）は、廃止する。

(かすみがうら市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前のかすみがうら市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条又は第15条の規定によるその

業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を提供し、又は盗用してはならない責務及び義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 旧条例第31条第6項の規定による審査会の委員（その職を退いた者を含む。以下「旧審査会の委員」という。）が、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第16条、第24条、第27条、第28条又は第28条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除、利用中止及び特定個人情報の利用停止については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前にお

いて旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 旧審査会の委員が、この条例の施行前において職務上知り得た秘密をおこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(かすみがうら市情報公開条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市情報公開条例（平成17年かすみがうら市条例第13号）の一部をお次のように改正する。

第1条中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第2条第3号中「市政情報」を「行政文書」に改め、「、写真、フィルム」を削り、同条第4号中「市政情報」を「行政文書」に改め、「(フィルムを除く。)」を削る。

第3条から第5条までの規定中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第6条の見出し中「の請求方法」を「請求の手續」に改め、同条第1項中「市政情報」を「行政文書」に改め、「(以下「請求者」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）から提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第7条第1項中「市政情報」を「行政文書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第7条第2項及び第4項中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第7条の2第1項中「市政情報」を「行政文書」に改め、「者（以下）」の次に「この条、第12条の2及び第12条の3において」を加え、「もの」を「者」に、「公開決定等」を「公開の決定等」に改め、同条第2項中「第7条」を「前条」に、「市政情報」を「行政文書」に、「限りではない」を「限りでない」に改め、同項第1号中「当該情報」を「当該文書」に、「第3号ただし書」を「第4号ア及びイ」に改め、同条第3項中「市政情報」を「行政文書」に改め、「当該意見書」の次に「（第12条及び第12条の2において「反対意見書」という。）」を加える。

第8条の見出し中「情報公開の実施及び」を「公開の」に改め、同条第1項中「より情報」を「より行政文書」に、「の決定を」を「を決定」に、「遅滞なく、請求者に当該情報」を「速やかに公開請求に係る行政文書」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「情報公開を」を「行政文書を公開」に、「請求者」を「公開請求者」に改め、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、行政文書の公開は、実施機関の定めるところにより行うものとする。

第9条の見出しを「(行政文書の公開義務)」に改め、同条中「次の各号のいずれかに該当する市政情報」を「公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報」に、「については、公開をしないことができる」を「のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に、「公開」を「公に」に、「認められる」を「されている」に改め、同条第2号中「図面」を「図画」に改め、同号ア中「、又は慣行」を「又は慣行」に、「よる」を「する」に改め、同号ウ中「第2項」を「第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「当該公務員」の次に「等」を加え、「、氏名」を削り、同号エを削り、同条第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされ

ているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及

ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第9条第7号から第9号までを削る。

第10条第1項中「公開の請求に係る市政情報に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とがある」を「公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている」に、「公開しないことができる」を「非公開」に改め、「、かつ、分離することにより公開の請求の趣旨が損なわれないと認められ」を削り、「公開しないことができる情報の」を「当該非公開情報に係る」に、「市政情報の公開を」を「行政文書を公開」に改め、同条第2項中「公開の請求」を「公開請求」に、「市政情報」を「行政文書」に、「当該情報」を「当該行政文書」に、「公開しても」を「公にしても」に改める。

第10条の2中「市政情報」を「行政文書」に改め、「第9条各号に規定する」を削り、「において、同条の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、公開の」を「であっても、公益上特に必要と認めるときは、公開」に改める。

第10条の3（見出しを含む。）中「市政情報」を「行政文書」に、「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第11条本文中「市政情報」を「この条例の規定による行政文書」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 行政文書の公開を受けるものは、別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第12条の見出し中「審査請求」の次に「等」を加え、同条第1項中「請求者」を「公開請求者」に改め、同条第2項中「第7条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に係る」を「前項の」に改め、同条第3項中「規定に

より」を削り、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「等審査会」を「・個人情報保護審査会」に、「て当該審査請求についての」を「、その議に基づいて、当該審査請求に対する」に改め、同項第2号中「裁決」を「審査請求に対する裁決」に、「市政情報」を「行政文書」に改める。

第12条の2中「(以下「諮問実施機関」という。)」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第3号中「市政情報」を「行政文書」に改める。

第12条の3第1号中「公開の決定」を「公開決定」に改め、同条第2号中「公開決定等」を「公開の決定等」に、「市政情報」を「行政文書」に改める。

第13条から第13条の3までを削る。

第14条中「市政情報」を「行政文書」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「市政情報」を「行政文書」に改め、同条を第15条とする。

第16条の2第1項中「指定管理者にあっては、指定管理業務」を「指定管理業務」に改め、同条を第16条とする。

第17条第1項中「市政情報の閲覧、写しの交付等」を「、行政文書の閲覧若しくは縦覧又はその写しの交付」に改め、「について」を削り、同条第2項中「この条例の規定は、前項」を「前項」に、「図面、写真等の閲覧について」を「図画及び電磁的記録については、この条例の規定」に改める。